

長野県の 消費生活センターが



長野県消費者被害防止啓発
キャラクター モシカっち

2025年
4月から

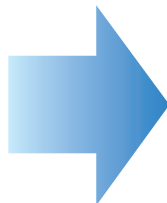
1つ になります

北信消費生活センター(長野)

中信消費生活センター(松本)

南信消費生活センター(飯田)

東信消費生活センター(上田)



長野県消費生活 センター (松本)

電話相談

(0263) 40-3660

* 北信、南信、東信への相談の電話は
2025年3月3日から松本へ転送されます

LINEや最寄りの県合同庁舎からも相談ができます

LINE相談窓口
「消費生活相談@長野県」

LINEアプリからご相談
いただけます。



友だち登録はこちら ▶

予約制※

最寄りの県合同庁舎からオンライン
(Zoom)でご相談いただけます。

予約制※

長野、飯田、上田では定期的に県合同庁舎での
出張相談を行います。(2025年4月から当面)

※ オンライン相談・出張相談のご予約等は、長野県消費生活センター
(☎ (0263) 40-3660) へお問い合わせください。

消費者トラブルでお困りのときは
長野県消費生活センターへ
ご相談ください!

消費者ホットライン **188**
からでも (局番なし)
ご相談いただけます

このチラシの
詳細はこちら



〒390-0852 長野県松本市島立1020
県松本合同庁舎4階